「やまぐち未来躍進プラン」インフォメーションボード企画・制作業務に係る仕様書

1　業務名

「やまぐち未来躍進プラン」インフォメーションボード企画・制作業務

2 業務趣旨

「やまぐち未来躍進プラン」の策定にあたり、県庁本館等のインフォメーションボードを企画・制作する。

3　業務委託の内容

(1) 業務内容

① 「やまぐち未来躍進プラン」のインフォメーションボードの制作・設置(県庁本館用)

【内容】

・新たにインフォメーションボードを制作し、設置する。
・記載内容やデザインについては、県が提供するデータを参考に作成し、ボードの形状や色彩について工夫すること。

【仕様】

・下記インフォメーションボードに準ずる。

サイズ：幅 6,300㎜×高さ 2,700㎜×奥行 450㎜ 素　材：木製（ベニア板、角材） 展示部分は、アルミ複合版、インクジェットシート貼付

【設置場所】

・山口県庁本館棟　１Ｆエントランスホール
※設置に当たっては、閉庁後（平日の午後５時３０分以降又は土日）

② 「やまぐち未来躍進プラン」のインフォメーションボードの制作（総合庁舎用）

【内容】

・新たにＰＲパネル（７台）を制作・設置すること。
・デザインについては、上記（1）と基調をそろえること。

【仕様】

サイズ：幅 2,100㎜×高さ 1,600㎜×厚さ 20㎜ （脚を含めた高さは 2,000㎜ 程度） 素　材：強化段ボール（パネル、脚とも）

【設置場所】

・岩国総合庁舎　山口県岩国市三笠町 1-1-1
・柳井総合庁舎　山口県柳井市南町 3-9-3
・周南総合庁舎　山口県周南市毛利町 2-38
・山口総合庁舎　山口県山口市神田町 6-10
・宇部総合庁舎　山口県宇部市琴芝町 1-1-50
・下関総合庁舎　山口県下関市貴船町 3-2-1
・萩総合庁舎　　山口県萩市江向 531-1
※設置に当たっては、閉庁後（平日の午後５時３０分以降又は土日）

③　県庁本館および総合庁舎に既設のボードの撤去及び処分

(2) 制作スケジュール

・１月上旬に受託者選定・契約締結後、受託者に対し、再度、デザイン案（県から提供するデータ（冊子の表紙デザイン等）を参考に作成したもの）の提出を求め、県で審査の上、デザインを確定
・デザイン確定は２月中旬頃までの予定
・設置は３月下旬

(3) 留意事項

・デザインから制作・設置まで確実に実行できる体制であること。
・制作には、知事の写真の更新も含む。
・既設ボードを再利用し、張替えて作成する方法、又は新たにボードを新設する方法のどちらでも対応可能。
・同等品での納品も可能とするが、仕様との変更点や変更理由を明らかにすること。
・既設ボードの撤去および処分費用も見積に含めること。
・デザインに必要なデータは、委託者から提供するものを除いては、受託者において用意すること。その際は、第三者の著作権を侵害すること等が無いよう十分に留意すること。

４　成果物

・インフォメーションボード（県庁本館用）
・インフォメーションボード（総合庁舎用７セット）

５　委託上限額

2,041 千円（税込）

６　委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

７　その他特記事項

・本業務の実施にあたっては、委託者と連携を図り、デザイン、制作、設置等の各段階で協議を行うこと。
・本仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、委託者と協議して定める。
・本業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
・受託者は、本業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令を遵守するとともに、山口県の個人情報保護に関する関係規程に基づき、適正に取り扱うものとする。
・委託事業により発生した成果品等の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、委託者に帰属するものとする。また、受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
・著作権関係等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において解決するものとする。